

健全化判断比率等の公表について

1. 財政健全化法の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられています。

各地方公共団体は、健全化判断比率により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

2. 健全化判断比率

令和5年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っております。

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.49%	20.00%
連結実質赤字比率	—	17.49%	30.00%
実質公債費比率	4.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	30.9%	350.0%	—

※早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

※財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

3. 資金不足比率

公営企業の資金不足比率については、令和5年度決算見込みにおいて資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。

	算定結果	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	資金不足なし	20.0%

4. 各指標の算定方法

① 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

「標準財政規模」：標準税収入額等に普通交付税を加算した額

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

「連結実質赤字額」：次のア～ウの合計額

ア) 一般会計の実質赤字額

イ) 公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額

【国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療】

ウ) 公営企業に係る特別会計の実質赤字額【農業集落排水事業】

③ 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \text{特定財源} - A}{\text{標準財政規模} - A}$$

(3か年平均)

A：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

「準元利償還金」：次のア～オの合計額

ア) 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額

イ) 公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金

ウ) 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金

エ) 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出

オ) 一時借入金の利子

④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源見込額} - B}{\text{標準財政規模} - A}$$

A：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

「将来負担額」：次のア～クの合計額

ア) 一般会計の令和5年度末地方債現在高

イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

ウ) 公営企業債の償還財源に充当する一般会計からの負担等見込額

エ) 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する市からの負担等見込額

オ) 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）

カ) 設立法人の負債等に係る一般会計の負担見込額

キ) 連結実質赤字額

ク) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計の負担見込額

「充当可能基金額」：上記ア～クに充てることができる基金

「地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」：

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

⑤ 資金不足比率

公営企業の資金不足比率 = 資金の不足額 ÷ 公営企業の事業の規模

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--------	---	--------------------------------------

「資金の不足額」

法適用企業：（流動負債－流動資産＋C）－解消可能資金不足額

法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋C）－解消可能資金不足額

C：建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

「事業の規模」

法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額